

高岡万葉ロータリークラブ細則

第1条 定義

理事会：本クラブの理事会

理事：本クラブの理事会メンバー

会員：名誉会員以外の本クラブ会員

R I：国際ロータリー

年度：7月1日に始まる 12 ヶ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員 12 名より成る理事会とする。すなわち本細則第3条第1節に基づいて選挙された5名の理事、会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、会場監督および直前会長である。

第3条 理事および役員の選挙

第1節

- (1) 年次総会（12 月第1例会）の1ヶ月前の例会において次々年度会長、次年度の副会長、幹事、会計、会場監督の各役員並びに5名の理事を指名する5名の指名委員を選ぶ。上記指名委員は現理事、役員を除く理事、役員の経験者より選任し、現会長の指名とする。
- (2) 5名の指名委員は本人の承諾を求めて、その選考結果を年次総会で発表し、年次総会における無記名投票の過半数の賛成により当選が宣言される。
- (3) 選挙された次々年度会長はその選挙のあと7月1日に始まる年度に会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会メンバーを務めた年度直後の7月1日に会長に就任するものとする。

第2節 選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。

第3節 理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

第4条 役員の任務

第1節 会長 本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、会長の任務とする。

第2節 直前会長 理事会のメンバーとしての任務、および会長が理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって、直前会長の任務とする。

第3節 会長エレクト 理事会のメンバーとしての任務、および会長が理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって、会長エレクトの任務とする。

第4節 副会長 会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、そのほか通常その職に付随する任務を行うことをもって、副会長の任務とする。

第5節 幹事 会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員変更報告、毎月の最終例会の後 15 日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告を R I に対して行い、R I 公式雑誌の購読料を徴収してこれを R I に送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって幹事の任務とする。尚、補佐として幹事は理事会の承認を得て副幹事を選任することができる。

第6節 会計 すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、会計の任務とする。その職を去るに当たっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第7節 会場監督 通常その職に付随する任務、およびその他会長が理事会によって定められる任務を行うことをもって会場監督の任務とする。尚、補佐として、会長監督は理事会の承認を得て副会場監督を選任することができる。

第5条 会合

- 第1節 年次総会** 本クラブの年次総会は毎年 12 月第1例会に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。
- 第2節** 本クラブの毎週の例会は金曜日 18 時 30 分に開催するものとする。
例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも 60 パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第9条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。
- 第3節** 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。
- 第4節** 定例理事会は毎月第1例会日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事から要求あるとき、会長によって招集されるものとする。ただし、その場合合理的な予告が行われなければならない。
- 第5節** 理事の過半数をもって理事会の定足数とする。
- 第6条 入会金および会費**
- 第1節** 入会準備金は 10,000 円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。ただし、以下に該当する場合にはその限りではない。
- (a) 同一法人において正会員の交代が申請された場合
 - (b) 本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、他クラブに属していた元会員、本クラブに再入会する本クラブ元会員
 - (c) 本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクター
- 第2節** 会費は年額 290,000 円とし、内規に基づいて徴収する。
- 第7条 採決の方法**
本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。
- 第8条 奉仕部門**
奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕である。本クラブは、奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。
- 第9条 委員会**
- (a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。
 - クラブ奉仕委員会
 - 職業奉仕委員会
 - 社会奉仕委員会
 - 国際奉仕委員会
 - 青少年奉仕委員会
 - クラブ運営委員会
 - (b) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕および青少年奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。
 - (c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会および青少年奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および少なくとも2名以上の他の委員からなるものとする。
 - (d) 会長は職権上全ての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。
 - (e) 各委員会は本細則によって付託された職務およびこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまで行動してはならない。
 - (f) 会長は、その必要ありと認めた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する委員会を一つまたは二つ以上設置することができる。これらの委員会はそれぞれの責務によって、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会、青少年奉仕委員会のいずれか、あるいは、すべての所管するところとな

る。可能かつ实际的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2ヵ年の任期を持って任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。

第10条 委員会の任務

会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。その年度計画を立て、各委員会の任務を発表するにあたって、会長は、適切なRI資料を参照し、奉仕部門を考慮に入れることとする。各委員会は毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。会長エレクトは、上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行うという主要な責務がある。

第1節 クラブ奉仕委員会。 この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会には、クラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする。

出席委員会
職業分類・会員選考委員会
親睦活動委員会
雑誌委員会
会員増強委員会
プログラム委員会
広報・クラブ会報委員会
ロータリー情報委員会

クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

ロータリー情報委員会は、3名の委員をもって構成されるものとし、毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初任命は次のごとく行うものとする。即ち、1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。

- (a) **出席委員会。** この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること（これは、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる）を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席と奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良い奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することを努めるものとする。
- (b) **職業分類・会員選考委員会。** この委員会は、(1) 毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。(2) 会員に推薦されたすべての者を個人的の面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。
- (c) **親睦活動委員会。** この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。
- (d) **雑誌委員会。** この委員会は、ロータリアン詩に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。
- (e) **会員増強委員会。** この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。
- (f) **プログラム委員会。** この委員会は、本クラブ例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

- (g) **広報・クラブ会報委員会。** この委員会は、(1) 広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2) 本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。

また、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。

- (h) **ロータリー情報委員会。** この委員会は、会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

第2節 職業奉仕委員会。 この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第3節 社会奉仕委員会。 この委員会は、本クラブの会員その地域社会に対する諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

- (a) **地域発展・環境保全委員会。** この委員会は、地域とその諸施設の現状を改善することによって住みやすい場所を築くよう心を配るものとする。また、地域の環境の質を調査、改善するよう心を配るものとする。

第4節 国際奉仕委員会。 この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第5節 青少年奉仕委員会。 この委員会は、本クラブの会員が、青少年奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの青少年奉仕活動に責任をもち、新世代奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第6節 クラブ運営委員会。 この委員会は、本クラブの中長期的なクラブ運営に関して提言していくものとする。委員会は、現年度会長・幹事及び理事より若干名、会長・幹事経験者若干名、ロータリー情報委員長で構成するものとする。

第11条 出席義務規定の免除

標準ロータリー・クラブ定款第10条第5節により、理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、12ヵ月間を超えない限りにおいて、本クラブの例会出席を免除される。

第12条 財務

第1節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない

第2節 すべての勘定書は、役員2名の署名による伝票に基づき、会計の署名する小切手をもってのみ支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については毎年1回公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行わなければならない。

第3節 資金を預かりあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。R Iに対する人頭分担金と雑誌講読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第5節 各会計年度の始めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第13条 会員選挙の方法

- 第1節** 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。
- 第2節** 理事会は、その被推薦者が標準ロータリー・クラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。
- 第3節** 理事会は、推薦書の提出後 30 日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。
- 第4節** 理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。
- 第5節** 被推薦者についての発表後 7 日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。
- 第6節** このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報を R I に報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を 1 名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは役目に配属する。
- 第7節** クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第 14 条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第 15 条 議事の順序

開会宣言

来訪者の紹介

来信、告示事項、およびロータリー情報

委員会報告（ある場合）

審議未終了議

新規議事スピーチその他のプログラム

閉会

第 16 条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。ただし、かかる改正案は当該例会の少なくとも 10 日前に各会員に予告されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款および R I の定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

(2024 年 5 月 24 日改定)